三　委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
四　原子力安全人材育成センター（以下「センター」という。）の組織及び運営一般に関すること。
五　委員会に対する申告に関する事務の総括に関すること。
六　委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
七　委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
八　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
九　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
十　東日本大震災復興特別会計の経理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
十一　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。

（安全技術管理官の職務）

第七条　安全技術管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。
二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。

第二款　原子力規制部

（原子力規制部に置く課等）

第八条　原子力規制部に、原子力規制企画課及び安全規制管理官七人を置く。

（原子力規制企画課の所掌事務）

第九条　原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　原子力規制部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　規制法の施行に関する事務の総括に関すること。
三　原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の庶務に関すること。
四　前各号に掲げるもののほか、原子力規制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（安全規制管理官の職務）

第十条　安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部並びに原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。
二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部並びに原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。
三　原子力事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第三款　放射線防護対策部

（放射線防護対策部に置く課等）

第十一条　放射線防護対策部に、次の三課及び原子力防災業務管理官一人を置く。
原子力防災政策課
監視情報課
放射線対策・保障措置課

第三十二条の次に次の章名を付する。

第三章　雑則

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）」を付し、同項中「第十五条第三項」を「第二十三条第六項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（総務課の所掌事務の特例）

3　総務課は、第三条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第二十二条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を削る。

第十九条第四項中「及び写し一通」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十二条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十七条第四項及び第二十九条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十一条の見出しを「（溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十四条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十七条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

第四十三条を削る。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第二十三条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「通常運転時の異常な過渡変化」を「運転時の異常な過渡変化」に改める。